（企画室、危機管理室及び貨物鉄道政策室並びに脱炭素化推進官及び輸送障害対策推進官）

第八十条　総務課に、企画室、危機管理室及び貨物鉄道政策室並びに脱炭素化推進官及び輸送障害対策推進官それぞれ一人を置く。

2　企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　鉄道局の所掌事務に関する基本的な政策についての企画及び立案に関すること（他課並びに危機管理室及び貨物鉄道政策室並びに脱炭素化推進官及び輸送障害対策推進官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

3～7　（略）

8　脱炭素化推進官は、鉄道局の所掌事務に関する温室効果ガスの排出の量の削減等に係る基本的な政策の企画及び立案に関する事務（国際課及び技術企画課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

9　（略）

（旅客輸送業務監理室及び地方鉄道再構築推進室並びに地域鉄道戦略企画調整官）

第八十二条　鉄道事業課に、旅客輸送業務監理室及び地方鉄道再構築推進室並びに地域鉄道戦略企画調整官一人を置く。

2　旅客輸送業務監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　鉄道等による旅客の運送及びこれらの事業に関する調整、指導及び監督に関すること（他課及び安全監理官並びに地方鉄道再構築推進室の所掌に属するものを除く。）。

3　（略）

4　地方鉄道再構築推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　鉄道に係る交通手段の再構築の推進に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

二・三　（略）

5　地方鉄道再構築推進室に、室長を置く。

6　（略）

（安全監理室及び保障事業室並びに企画調整官、危機管理官、事故防止対策推進官、自動車安全監査官、自動車事故対策事業企画官、訟務官及び被害者保護企画調整官）

第八十七条　安全政策課に、安全監理室及び保障事業室並びに企画調整官、危機管理官及び事故防止対策推進官それぞれ一人、自動車安全監査官並びに自動車事故対策事業企画官、訟務官及び被害者保護企画調整官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

4　保障事業室は、政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関する事務（自動車事故対策事業企画官及び訟務官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5～11　（略）

12　自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事項に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

一　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号。第三号において「自賠法」という。）第七十八条に規定する自動車事故対策事業賦課金の金額に関すること。

（企画室、危機管理室、貨物鉄道政策室及び輸送障害対策推進官）

第八十条　総務課に、企画室、危機管理室、貨物鉄道政策室及び輸送障害対策推進官一人を置く。

2　企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　鉄道局の所掌事務に関する基本的な政策についての企画及び立案に関すること（他課並びに危機管理室、貨物鉄道政策室及び輸送障害対策推進官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

3～7　（略）

（新設）

8　（略）

（旅客輸送業務監理室及び地域鉄道支援室並びに地域鉄道戦略企画調整官）

第八十二条　鉄道事業課に、旅客輸送業務監理室及び地域鉄道支援室並びに地域鉄道戦略企画調整官一人を置く。

2　旅客輸送業務監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　鉄道等による旅客の運送及びこれらの事業に関する調整、指導及び監督に関すること（他課及び安全監理官並びに地域鉄道支援室の所掌に属するものを除く。）。

3　（略）

4　地域鉄道支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

（新設）

一・二　（略）

5　地域鉄道支援室に、室長を置く。

6　（略）

（安全監理室及び保障事業室並びに企画調整官、危機管理官、事故防止対策推進官、自動車安全監査官、訟務官及び被害者保護企画調整官）

第八十七条　安全政策課に、安全監理室及び保障事業室並びに企画調整官、危機管理官及び事故防止対策推進官それぞれ一人並びに自動車安全監査官並びに訟務官及び被害者保護企画調整官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

4　保障事業室は、政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関する事務（訟務官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5～11　（略）

（新設）